第九十条の十二第三項第一号ニ⑵中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同項第二号ロ中「百分の七十五」を「百分の九十（令和七年四月三十日までの間は、百分の八十）」に改め、同項第三号イを次のように改める。

イ　乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十（令和七年四月三十日までの間は、百分の八十）を乗じて得た数値以上であり、かつ、令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第九十条の十二第三項第三号ロ⑴を次のように改める。

(1)　平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

第九十条の十二第三項第三号ロ⑵中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十」に改め、同号ハを削り、同号ニ⑵中「エネルギー消費効率が」の下に「令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五（令和七年四月三十日までの間は、」を加え、「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ニを同号ハとし、同条第四項中「若しくは第二項」を削り、「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改め、「の間」の下に「（第三号ロに掲げる検査自動車にあつては、令和六年一月一日から令和七年四月三十日までの間）」を加え、同項第一号イ⑵中「百分の六十」を「百分の八十（令和七年四月三十日までの間は、百分の七十）」に改め、同号ロ⑴を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第四項第一号ロ⑵中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十」に改め、同号に次のように加える。

ハ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第四項第二号ロ中「百分の六十」を「百分の八十（令和七年四月三十日までの間は、百分の七十）」に改め、同項に次の一号を加える。

三　次に掲げる軽油自動車

イ　乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十（令和七年四月三十日までの間は、百分の七十）を乗じて得た数値以上であり、かつ、令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ　車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第五項中「同項第四号イ、第五号又は第六号イに掲げる検査自動車にあつては、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上である」を「次の各号に掲げる検査自動車にあつては、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第一項第四号イ、第五号又は第六号イに掲げる検査自動車で令和六年一月一日から令和七年四月三十日までの間に同項の規定の適用を受けたもの　エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上である検査自動車

二　第一項第四号イ、第五号又は第六号イに掲げる検査自動車で令和七年五月一日から令和八年四月三十日までの間に同項の規定の適用を受けたもの　エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上である検査自動車

第九十条の十二の二第四項中「百分の十」を「百分の三十五」に改め、同条第七項中「前三項」を「第四項から第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第三項後段の規定の適用を受けた第二項の申請をした者又はその一般承継人に対する法人税法の規定の適用については、同法第五十五条第四項中「次に掲げるもの及び租税特別措置法第九十条の十二の二第三項後段（自動車重量税の納付の事実の確認等の特例）の規定による自動車重量税」とする。

第九十条の十四の見出し中「車両安定性制御装置等」を「側方衝突警報装置等」に改め、同条第一項を次のように改める。

車両総重量が八トンを超える貨物自動車（被牽引自動車を除く。次項及び第三項において同じ。）であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）及び同条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第三項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの（第三項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合する検査自動車（第九十条の十二第二項の規定の適用があるものを除く。）のうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を装備したものとして財務省令で定めるものについて令和五年五月一日から令和六年四月三十日までの間に初めて同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、同項（第九十条の十二第三項各号及び第四項各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七条第一項）の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

3　専ら人の運送の用に供する自動車（財務省令で定めるものに限る。）又は車両総重量が三・五トンを超える貨物自動車であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合する検査自動車（第一項又は第九十条の十二第二項若しくは第三項の規定の適用があるものを除く。）のうち、衝突被害軽減制動制御装置を装備したものとして財務省令で定めるものについて令和五年五月一日から令和八年四月三十日までの間に初めて同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、同項（第九十条の十二第四項各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七条第一項）の規定により計算した金額に百分の七十五を乗じて計算した金額とする。

（税理士法の一部改正）

第十一条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号及び第五条第一項第一号イ中「及び第四十六条」を「、第四十六条及び第五十四条の二第一項」に改める。